

事務連絡
令和2年1月24日

各検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について

新型コロナウイルスに関連した感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、水際対策を着実に実施するため、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について」（令和2年1月23日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

航空会社に対して、中国からの航空便における機内アナウンスの実施及び健康カードの配布について協力を依頼し、中国からの客船（貨客船を含む）についても、関係機関に対して、航空機と同様に船内アナウンスの実施及び健康カードの配布についての協力を依頼しております。また、出入国在留管理庁に対して、出国審査場等におけるポスターの掲示について協力を依頼しているところです。

各検疫所においても、以下の事項について調整の上、対応するようお願いします。

航空会社及び船舶代理店（以下「航空会社等」という）に対して、

- 1 中国からの航空便、客船において機内・船内アナウンスを実施することを依頼
- 2 各検疫所で健康カードを印刷し、中国からの航空便、客船において健康カードを乗客に配布することを依頼

なお、当面の間、航空機、客船に健康カードが搭載されていない場合には、航空会社等と協議の上、機側等において、健康カードの配布をお願いします。

出入国在留管理局に対して

- 1 各検疫所で別添のポスターを印刷し、出国審査場等に掲示していただくことを依頼

また、サーモグラフィー等による体温の確認、ポスターを用いた自己申告の呼びかけ等については、現状の検疫体制のとおり、検疫検査場において実施し、自己申告があった場合は、以下のとおり対応し、速やかにその結果を別添様式にて検疫所業務管理室にメールで送付いただきますようお願いします。

- 1 咳や発熱等の症状がある者を確認した場合、過去14日以内の武漢市の滞在歴の有無、感染患者との接触歴の有無の確認
- 2 1の滞在歴又は接触歴を有する者に対して次に掲げる事項を聴取
 - ・氏名、年齢、国籍
 - ・連絡先（携帯電話番号、メールアドレスなど）
 - ・座席番号
 - ・日本国内の滞在日程（宿泊先など）
 - ・同行者の有無（人数）
 - ・日本出国予定日、搭乗予定便
 - ・会話が可能な言語
- 3 1の滞在歴又は接触歴を有する者に対しては、健康カードを示しながら、医療機関への受診を勧奨し、医療機関を受診する際は、事前に渡航歴を伝え、サージカルマスクを着用のうえ受診するよう説明

なお、職員の感染対策について、健康カードの手交はサージカルマスクを着用し、感染の疑いがある者に対応する際は、サージカルマスクを含めた標準予防策の実施をお願いします。